

小牧市粗大ごみ有料戸別収集マニュアル

本マニュアルは、基本的な事項についてのみ記載したもので、ここに記載していない事項又は判断が困難である場合は、速やかにごみ政策課に見解を求めるものとする。

1 粗大ごみ有料戸別収集について

(1) 粗大ごみの定義

家庭から排出された縦横高さのいずれか1辺が60cm以上のものであり、別表「粗大ごみ品目一覧表」に示すもの。

(2) 収集日及び予約受付期間

収集日は、地区ごとのプラスチック類収集日とする。

申込みは、収集する指定日の30日前から7日前までとする。

(例：4/1(月)がプラの日で、申込者が4/2(火)に申込みをした場合、収集日は最短で4/15(月)となる)

(3) 申し込みの制限

1回に申し込みできる数は5点を限度とし、処理できないごみや事業系ごみなど市で収集しないごみは受付しない。

(4) 処理手数料

1点 1,050円(令和6年4月1日現在)

(5) 処理手数料の納付方法

申込者は、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券取扱所(以下「取扱所」という。)で小牧市粗大ごみ処理手数料納付券(以下「納付券」という。)を購入するものとする。

2 申し込み受付について

(1) 粗大ごみの品目、大きさ、個数の確認

ア 品目を尋ねて収集できる粗大ごみであることを確認すること。

[申し込み受付時の注意点]

○上記の「1(1)粗大ごみの定義」及び別表「収集しないごみ一覧」と照らし合わせて確認すること。

○燃やすごみ、破碎ごみ、資源ごみに該当する場合は、それぞれの出し方を説明すること。

○フロン類が含まれているウォーターサーバーや除湿器などについて

ては、市民が販売元へ連絡して引き取ってもらうか、フロン類を適正な処理をして抜き取った後に回収する。フロン類を抜き取った後 60 cm 以上の場合は粗大ごみ、60 cm 未満の場合は金属類として案内すること。また、場合によっては分け出しパンフを参考にフロン処理事業者を案内すること。

(2) 申込者の住所、氏名、電話番号の確認

ア 住所は、地図データシステムで確認すること。

イ 氏名は、世帯主氏名を確認すること。

(3) 粗大ごみの収集日、排出場所（以下「指定場所」という。）、受付番号、手数料及び納付方法（納付券の枚数）の説明

[収集日]

- ・収集日は各地区のプラスチック類収集日に限る。収集時間の指定や他の曜日の収集希望は受け付けないこと。

[指定場所]

- ・指定場所は、下記のとおりとすること。
 - * 一戸建住宅（以下「自宅」という。）の場合は、玄関先又は門先の道路に接する場所。集合住宅の場合は、集合住宅専用のごみ集積場又は道路に接する集合住宅の敷地内（場所によっては車等の邪魔になる場所など、入居者から苦情になる場合があるため、出す量が多い場合はごみ集積場の管理者に必ず了承を得てから出し、了承が得られない場合は、申込者から受注者に連絡し、指定場所を再考する必要があることを申込者に伝える）。但し、地図データシステムで自宅又は集合住宅の前まで収集車が入り、通り抜けができることを確認すること（Uターンして、収集することは出来ないため）。
 - * 自宅前に出すことができない場合や玄関先又は門先の道路を収集車が通行できない場合、集合住宅専用のごみ集積場がない場合、集合住宅の敷地内に出す場所がない場合は、次を優先順位として、電話の対応の中で判断して案内すること。

第1に地元のごみ集積場

（地元のごみ集積場に出す量が多い場合、周辺の迷惑になる可能性があるためごみ集積場の管理者に必ず了承を得てから出し、了承が得られない場合は、申込者から受注者に連絡し、指定場所を

再考する必要があることを申込者に伝える。)

第2に収集車(4トン)が通り抜けできる場所(但し、個人所有の土地内は、受け付けないこと。不法投棄と間違われる可能性があるため、周辺住民への確認を取ってから出すことを伝える。)

- ・独居老人、障がい者の1人暮らしの場合でも、他人の部屋に入ること、盗難や家具等の破損といったトラブルを避けることを説明し、排出者により指定場所まで出してもらうようにすること。

*部屋まで取りに来て欲しい場合は、実費で一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただく方法もあることを案内すること。

[受付番号]

- ・市民にとって分かりやすい番号で、かつ、管理しやすいものとする

(例) 4月1日受付で1人目の場合 ⇒ 0401-001

[手数料及び納付方法(納付券の枚数)]

- ・1点 1,050円(令和6年4月1日現在)
- ・申込者は、取扱所で納付券を購入するものとする。

※納付券の払い戻しはできないことを説明すること。

※申し込むごみの数に応じて必要な納付券の枚数を伝えること。

(例) 1回にまとめて5点申し込む場合も、納付券は1点につき1枚必要なので、5枚購入するよう説明すること。

(4) 粗大ごみの出し方の説明

購入した納付券に、申込者氏名又は受付番号を記入して、粗大ごみの見やすい場所に貼り、収集当日の朝8時30分までに、指定場所に出すよう伝えること。必ず収集当日の朝に出すことを伝える。

[注意点]

○前日に粗大ごみを出すことで周辺の迷惑になることを説明すること(どうしても前日にしか出せないと言われた場合は、ごみ集積場の管理者に必ず了承を得てから出すことを伝える)。

○朝8時30分までに粗大ごみを出しても、当日の収集件数等により回収は午後になる場合があることを説明すること。

○予約品目や排出場所が受付時の情報と異なっている場合、直接収集業者から連絡する場合があることを説明すること。

3 事務処理について

(1) 戸別収集受付票の作成

ア 様式は任意とする。但し、次の内容を含めるものとする。

- ・受付日、受付番号、受付者、収集日、申込者の氏名、住所、連絡先、排出場所、品目及び個数

イ 戸別収集受付票と合わせて、収集場所をマークした地図を添付するなどして収集場所が分かるようにすること。

(2) 戸別収集受付票の提出

収集日の6日前の午前10時までに電子データでごみ政策課及び収集業者へパスワードなどを使用した安全な環境下で提出すること。なお、収集日の6日前以降に内容の変更があった場合は電話等にて収集業者へ報告すること。

(3) 実績報告書の作成

様式は任意とする。但し、次の内容を含めるものとする。

- ・申込件数、問合件数、変更件数、キャンセル件数

(4) 実績報告書の提出

受付日ごとに集計し、月末業務終了後、翌月10日または各年3月31日及び令和9年12月31日のいずれか早いほうまでにごみ政策課へ提出すること。

(5) クレーム対応記録の作成

様式は、任意とする。クレーム内容とその際の対応について必ず記録し、再発を防止するための対策を個別に作成すること。

(6) クレーム対応記録の提出

月末業務終了後に提出する実績報告書と合わせて毎月提出すること。また、提出に合わせて、ごみ政策課と打ち合せを実施し、再発防止につなげること。

4 問い合わせについて

ごみ政策課 収集美化係 (0568-76-1147)

別表

粗大ごみ品目一覧表

<p>家具・寝具・建具・厨房用具</p>	<p>雨戸、網戸、衣装箱、椅子、オーディオラック、ガス台、鏡台、げた箱、こたつ板、こたつやぐら、サイドボード、じゅうたん、障子、食器棚、洗面化粧台、ソファ、畳、たんす、調理台、机、つり棚、テーブル、ドア、流し台、長持、ふすま、ふとん、ベット、本棚、本箱、マットレス（スプリングマットレスも含む）</p>	<p>セットで販売もしくは使用しているもの</p>
<p>電気・石油ガス機械器具類</p>	<p>オーブンレンジ、ステレオセット、ストーブ、ズボンプレスナー、扇風機、電子レンジ、ファクシミリ、ミシン、ワードプロセッサ、オイルヒーター</p>	<p>ステレオコンポ、こたつとこたつ板、スピーカー（2個で1組）、机と椅子、物干し台（2個で1組、竿は別）、ベット本体とマットレス、ギターとギターケース、ダイニングテーブル・応接セット（テーブルと1人用椅子4脚まで1組）、2段ベット（上下で1組）、ゴルフクラブとゴルフバック、スキー板（2本で1組、ストック2本含む） など</p>
<p>遊具等</p>	<p>三輪車、自転車、スキー板、滑り台、ブランコ、オルガン、エレクトーン、乳母車、物干し竿、物干し台、ベビーカー</p>	<p>一人で持ち上げられる程度の重さで束にして縛って出せば、1点として扱うもの</p>
<p>その他</p>	<p>上記に類するもの。ただし、別表の収集しないごみ一覧のものは除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材（直径15cm以下で、長さ1.5mまでとする） ● 生木（直径10cm以下で、長さ1.5mまでとする） ● パイプ状のもの（長さ1.5mまでとする） ● 物干し竿、旗竿（長さ1.5mまでとする） ● トタン（丸めて縛り、長さ1.5mまでとする）

収集しないごみ一覧

別にリサイクル 処理制度が確立 されているもの	家電リサイクル 法対象機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、 衣類乾燥機
	自動車・二輪車 リサイクルシス テム	自動車、二輪車（原付バイク、自動二輪車）、 農業機械など
	廃消火器リサイ クルシステム	消火器
適正処理困難物	市の施設では処 理できないもの	タイヤ、LPガスボンベ、バッテリー、がれ きなど
	容積または重量 が著しく大きい もの	ピアノ（グランドピアノ・アップライトピア ノ）、耐火金庫など ※収集車に乗らない大きさのものや重いもの （1.5m以上で車に積めないものや2人で 持ち運べない重量物など）

※上記に該当する場合は、適切な処理業者で処理するよう説明する。場合によっては、引取り業者を紹介する。